

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する
政令案について（概要）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
老健局介護保険計画課

1. 改正の趣旨

- 介護保険制度においては、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、保険給付の円滑な実施を図るため、市町村において、3年を一期とする介護保険事業計画を策定することとされている。
- 令和6年度から第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）が開始されることを踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）がとりまとめられたところであり、当該意見を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間の開始に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業費額について所要の改正を行うもの。
- このほか、第9期介護保険事業計画期間の開始に伴い、第2号被保険者の保険料負担率に関する所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 介護保険法施行令の一部改正

- 介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）をはじめとする地域支援事業については、同条第4項において政令で定める額の範囲内で行うものとされており、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の13第1項から第4項までに総合事業の当該額が定められているが、同条第5項において、特別な事情により当該額を超えると厚生労働大臣が認める市町村については、超過した範囲内において厚生労働大臣が認める額を加算することとされている。

「介護保険制度の見直しに関する意見」において「やむを得ない事情により上限額を超過する際のきめ細やかな対応について、引き続き検討を進めることが適当」とされたこと、令和4年度の申請状況等を踏まえ、同項に規定する特別な事情について以下の見直しを行う。

- ・ 現行の「介護予防の効果が高い新たな事業」について、介護予防の効果が高く、かつ、将来における総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施を求めることとする。
- ・ 特別な事情として、当該年度の75歳以上人口が減少局面にある市町村による将来における総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施を追加する。
- ・ 「その他の特別な事情」を「その他の厚生労働大臣が定める事由」とし、個別協議を行うことのできる事由を限定する。

(2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

- 介護保険制度においては、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）と第2号被保険者（40歳から64歳までの被保険者）が保険料を公平に負担する（全国平均の被保険者一人当たりの保険料額を同一の水準とする）観点から、両被保険者の数に応じて3年ごとに保険料負担割合を設定することとされているところ、第9期介護保険事業計画の開始に当たり、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第5条に規定する当該計画期間における第2号被保険者の保険料負担率を引き続き27%と定める。

3. 根拠条項

- 介護保険法第115条の45第4項及び第125条第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年12月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日